

## 「梅本記」 嘉永二年新吉原梅本屋佐吉抱遊女付け火一件史料の紹介

Umemoto Records : Introduction of Historical Material on Arson by Harlots of Umemoto-ya Sakichi  
in Shinyoshiwara Licensed Red-light District in 1849  
YOKOYAMA Yuriko

### 横山百合子

#### はじめに

近世遊廓については、近世から現代にいたるまで、文学、歴史学をはじめ多くの分野において言及がなされ、それらを俯瞰することは難しいほど大量の言説が生み出されてきた。しかし、遊廓を含む近世における性売買の実態が歴史学の対象とされ、史料分析をふまえた研究が行われるようになったのは、それほど古いことではない。概説的言及を除けば、一九七〇年代までの注目すべき研究としては、宮本由紀子の吉原細見研究をあげることができるが、遊廓や飯盛女などを対象とする近世買売春研究の本格的進展は、八〇年代以降の町共同体論と議論をふまえた塚田孝の新吉原研究やそれを基礎とした近世社会史からの遊廓研究の深化、および曾根ひろみに代表される女性史・ジェンダー史の見地にたった売春研究の登場以降のことだといえよう。<sup>1)</sup>二〇〇〇年代以降、男色も視野に入れた近世性売買研究は大きな進展を見せ、三都の遊廓研究から、街道の宿場や長崎などの港湾都市における買売春を対象が拡大され、近世

社会における性産業の経済的位置や買売春がなされる場の構造と社会関係、近世の対外政策における遊廓の意味などが具体的に検討されてるようになってきた。

しかし、このような近世買売春研究の盛況にもかかわらず、近世買売春の最大の拠点であり、性的言説の発信源として圧倒的な存在感を示していた新吉原遊廓についてみると、その実態は未解明な点が少なくない。新吉原遊廓における遊女については、宿場の飯盛女などに比しても、一般的な被抑圧性の指摘か、文芸作品に描かれる遊女像の延長線上の理解にとどまっているといえよう。しかし、遊女の実態研究は、抑圧された女性の実態を明らかにする女性史研究の必須課題であるだけでなく、性売買をめぐる近世社会構造研究においても不可欠であろう。なぜなら、近世買売春のあり方やその構造的特質は、遊女屋や客、統制の主体である幕府・町奉行所の政策によって規定されるだけでなく、遊女自身の意志や行動によってとらえ返されるものであり、その構造は、両者の双方向的なベクトルによって特徴づけられていくからである。さらに、その

ような研究をふまえてはじめて、近世の性売買をめぐるジェンダーのありようを理解することも可能になるのではないだろうか。

私は、かつて右の問題意識にたつて、芸娼妓解放令制定をめぐる明治維新期の遊女の実像を検討したことがあるが、本稿では、幕末期の新吉原の遊女の実態を示す史料の一つとして、東北大学図書館所蔵狩野文庫「梅本記 三」を紹介する。同史料は、嘉永二年（一八四九）新吉原遊廓で起きた遊女の放火未遂事件をめぐる、新吉原町名主竹島家の用場で作成されたものであるが、遊女自身が書いた文章を含むという点で珍しく、また、右に述べた遊女の実態研究における手がかりにもなると考えられる。ただし、本史料の内容についての全面的な分析は別稿を期すこととし、本稿では、その史料的人格を明らかにし、全文を紹介することとしたい。<sup>(3)</sup>

### 一、狩野文庫所収の新吉原遊廓関係史料

東北大学附属図書館所蔵狩野文庫には、「新吉原竹島記録」（『東北大学附属図書館所蔵狩野文庫目録』SEQNO.4-2796-2804、狩野文庫NO.4-11973-8）と題する新吉原江戸町一丁目名主竹島仁左衛門に関わる史料が含まれている。この史料は、一九八〇年代に丸善によってマイクロフィルム化されており（MFリールNO.DHI-〇〇三、コマNO.0618-1064）、これによれば、同記録は、次の八冊からなる。

- 第一冊 新吉原規定
- 第二冊 吉原名主年中行事
- 第三冊 吉原日記
- 第四冊 局見世一件
- 第五冊 吉原市水鑑 四卷 一冊（絵入板本）
- 第六冊 俄番組

### 第七冊 公役銀納控

#### 第八冊 梅本記 三

右の八冊は、目録上ではいずれも写本と記されており、新吉原江戸町一丁目名主竹島仁左衛門が作成した文書の写、あるいはその用場に蓄積された役用文書の写と考えられる。ただし、すべてが写ではなく、一部には、当事者が書いた文書や、竹島仁左衛門あるいはその用場の者が記したと思われる書き込みがそのまま綴じ込まれており、一次史料に準じる史料群とみてよい。

これらの八冊はいずれも興味深い内容をもつが、遊女の実態に迫るといふ点では、第八冊「梅本記 三」が注目される。以下、同簿冊の構成と内容の特徴、および作成された背景について述べたうえで、簿冊全体の翻刻を示すこととする。

### 二、「梅本記 三」の構成と内容の特徴

「梅本記 三」は、嘉永二年八月五日夕刻に発生した、新吉原京町一丁目遊女屋梅本屋佐吉抱遊女一六人の放火未遂事件における調書・関係文書を集めたものである。遊女屋梅本屋佐吉は、根津の局遊女屋から、天保改革により新吉原に移転し遊女屋経営を行ってきた人物で、嘉永元（一八四八）年の「吉原細見」（国立国会図書館所蔵 請求番号 八五六―二八）によれば、京町一丁目の総半籬（小見世）遊女屋である（図1）。遊女屋佐吉の過酷な処遇と虐待にたいして、大火にならないよう計画的に放火し、鎮火騒ぎに紛れて名主役宅に駆け込み、自らの正当性を主張し裁きを受けようとした遊女たちの行動は、世上でも評判になった。『藤岡屋日記』には事件の概要と判決が記され、「由良湊の山椒太夫からくり口上」に見立てて作られた「よしわらむめもと佐吉大変からくりの糸切口上」も収録されている。<sup>(4)</sup>「梅本記 三」はこの事件の処理に際して作成された上申書や調書、関係史料を集めたものである。

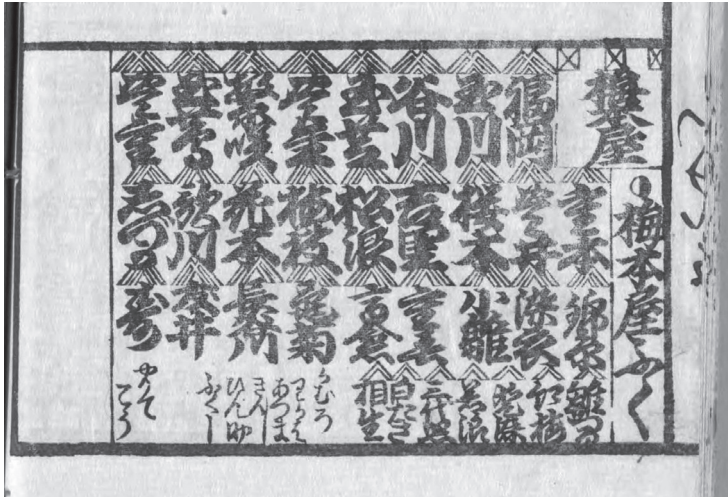


図1 嘉永元年「吉原細見」(国立国会図書館 856-28)

簿冊の表紙は、狩野文庫に所収または整理された段階で作成されたものとみられ、「狩第4門 11973」のほか、図書館内の配置などを示すラベルがあり、題箋には「梅本記 参 八止」と記されている。これは、内表紙にある「梅本記 参」を転記したもので、本来は「梅本記」一、二があったと考えられるが、所在は不明である。「八止」は、「新吉原竹島記録」の最終冊であることを示す。また、内表紙に「竹島」とあり、名主竹島仁左衛門の役用に関わる文書を筆写したものである。

本文の冒頭(「1丁オ」)には、目次に相当する九項目が記されている。本稿では、この目次に記されていない判決写を含めて、一〇項目とし、以下のように本文中にA~Jの記号を付した。

- A 京町巷丁目梅本屋佐吉抱遊女十六人誓紙写
  - B 梅本屋佐吉抱遊女小ひな申口
  - C 同人抱遊女重本申口
  - D 同人抱遊女静調書
  - E 同人抱遊女豊平調書
  - F 豊平日記写
  - G 桜木日記写
  - H 小難不要之日記写
  - I さくら木日記 但のり入小本
  - J 判決の写
- Aは、放火前日の嘉永二年八月四日に、「拾六人一同連判同様之心得を以、銘々名前可相認」(10丁ウ、C重本申口)という遊女桜木の提案に基づいて遊女たちが作成した連名の写である。
- B・Cは、放火事件後の捜査において作成された遊女小ひなと重本の申口(上申書)であり、遊女達が集団での放火に至った過酷な生活実態と虐待だけでなく、新吉原に遊女奉公するまでの経緯が記されている点も興味深い。ただし、Bには、5丁オ~6丁ウの二丁分の乱丁(混入)と思われるか所があり、史料本文にも、そのことが「⊗巷・式」の記号で示されている。混入部分は、「△」に続くところがあるが、何を指すのかは不明である。
- D・Eは、遊女静と豊平の取調調書である。調書作成者や作成の日時などは記載されていないが、D静の調書には、事件発生後、梅本屋佐吉が、静の人主にたいして、住替を許すから佐吉を非難しないよう静に命じてほしいと罪状軽減を画策している点まで記されており、興味深い。
- F~Iの遊女の日記とその写は、本史料のなかでもっとも注目される部分である。特に、I「さくら木日記」は「のり入小本」という但し書きがあるように、日記原本である小本を綴じ込んだもので、遊女の日記

そのものとみてよい(図2)。Iは、数字、日時と金銭の単位以外はすべてかなで書かれ、会話における濁音や長音等の発音がそのまま記されている。遊女の生の声をそのまま綴った貴重な記録といえよう。

これに対して、F、G、Hは、遊女の日記を掛役人が筆写したものであるが、客の人名を省くなど多少編集しながら写した可能性がある。F豊平日記写には、「字不分、朱分か」という筆写者の注意書も含まれており、かなを漢字に改めた部分を含めて、日記原文との若干の差異が想定される。遊女の書いた日記は、稚拙な文字であるだけでなく、通常の近世文書の書式・語法からは離れた話し言葉に近い形で、思ったこと、起きた事実が書かれており、筆写者である町役人関係者から見ると、忠実に筆写することが難しく、あるいは面倒に感じられたのかもしれない。しかし、日記本文から大きく外れることはなかったとみておきたい。

なかでもH「遊女小雛不要之日記写」は、分量も多く、F、Gに比しても、遊女の生活実態がリアルに浮かび上がるものである。しかし、乱丁・落丁と思われるか所も多い。したがって、ここでは読解の便宜のため、わかる範囲で乱丁を整序した順を示しておく(翻刻文には、( )で参考を記した)。

Hは、大きく分けて、次のIからVの順に綴じられている。

- I 嘉永二年三月七日～四月六日頃(30～34丁)
- II 嘉永二年八月二日～三日(事件発生の直前)(35～38丁)
- III 嘉永元年八月二五日～嘉永二年一月七日(小ひなが、梅本屋佐吉に転売されてから、翌年の松の内まで)(39～42丁)
- IV 嘉永二年三月二日(43丁)
- V 嘉永二年三月初め頃から一九日まで(44～49丁)

右のI～Vは、時系順に綴じられてはおらず、I30丁～34丁は、綴じ方が逆になっており、34丁、33丁、・・・の順に読まなくてはならない。また、I34丁と35丁は、Vの46～48丁とほぼ同一の内容であるが、手跡

が異なっており、同じ内容ながら、人名の省略(V)、会話の省略(I)などの点で相違がある。細かい事情は不詳であるが、二人の異なる筆写者が、それぞれの判断で重複して筆写したものと推定しておく。

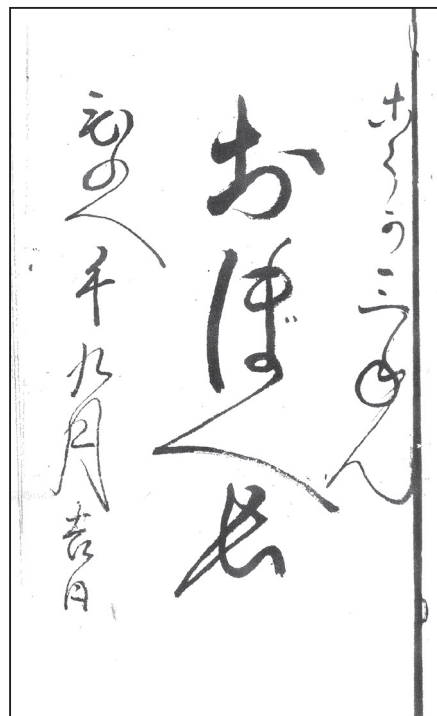


図2-1 表紙

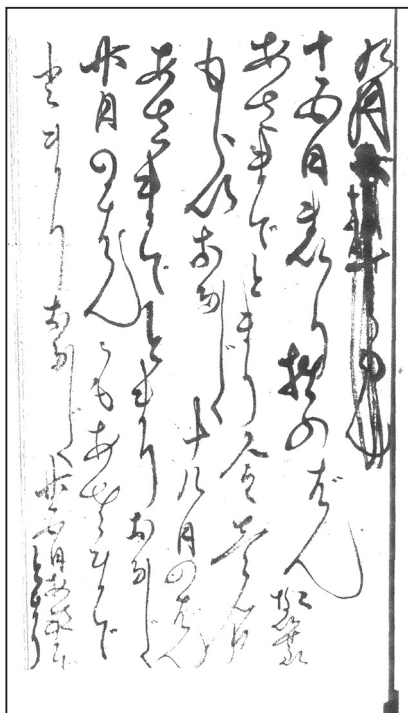


図2-2 冒頭部分

### 三 本史料作成の背景

「梅本記 三」にみるような放火事件は幕末期の新吉原において多発しており、必ずしも特異な事例ではない（表）。この点については、新吉原梅本屋佐吉抱遊女付火一件を含めて別稿（註1）でも若干分析を加えたところであり、参照していただきたいが、なぜそのような動きが強まるのかを分析する上で、本史料は、恰好の検討素材となろう。

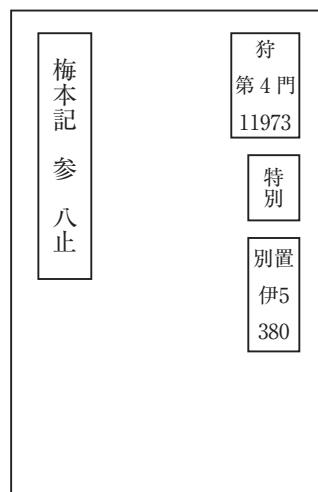
幕末期の遊廓の実態と構造、また、なぜ遊女は日記を書くのかという史料に即した課題、さらには近世後期の庶民女性のリテラシーなど、本史料からは多様な論点の抽出が可能であるが、これらについては、狩野文庫「新吉原竹島記録」所収の他の史料を含めて、あらためて分析を試みる所存であり、本稿は、そのための素材を提示するものである。

#### 〔凡例〕

- 一、「江、者」は、それぞれ「え、は」とした。「夕、メ」は、そのままとした。
- 一、文中に適宜、読点を付したが、史料の遊女の日記部分には句点「。」が付されているため、その場合の「句点」はそのまま起こした。
- 一、見消は、本文左側「クク」で示した。また、抹消された部分が読めない場合は■で示した。
- 一、内容にしたがって全体をA～Jに区分し、A～J、①～⑤の記号・数字を本文に注記し、読解の便宜を図った。
- 一、そのほか、本文右側、または本文中に（ ）で参考を記した。
- 一、丁数は「一」で示した。A「京町壺丁目梅本屋佐吉抱遊女十六人誓紙写」と「さくら木日記 但のり入小本」は、それぞれ巻紙と小本を直接綴じ込んだ部分である。そのため、Aについては丁

数を記さず、一については、「綴込一丁オ・ウ」のように、丁数を示した。

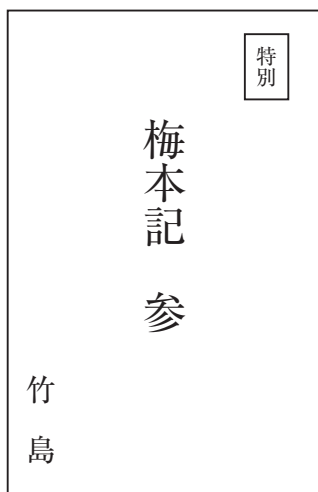
#### 〔表表紙〕



#### 〔裏表紙〕

#### （白紙）

#### 〔内表紙〕



#### 〔内表紙裏〕

（印也）  
「東北帝国大学図書館印」

表 新吉原遊郭の火災年表

No.	年代	吉原の被災状況	火元・出火原因
1	寛永4 (1627)	吉原辺まで	
2	寛永7 (1630)	吉原町	
3	正保2 (1645)	吉原全町	
4	承応3 (1654)	吉原大門通り	
5	明暦3 (1657)		
6	延享4 (1747)	吉原全町	江戸町2丁目梅村市兵衛(武, 玉)
7	明和5 (1768)	吉原全町	江戸丁2丁目四つ目屋喜三郎(遊女屋)
8	明和8 (1771)	吉原全町	揚屋町河岸梅屋伊兵衛
9	明和9 (1772)	(吉原)	行人坂火事
10	天明元 (1781)	伏見町全町, 2丁目, 仲ノ町の一部	江戸町2丁目佐七店家田や仁兵衛(茶屋)
11	天明4 (1784)	吉原全町	京町一丁目水吐尻明屋より水道尻挑灯屋
12	天明7 (1787)	吉原全町	角町分仲ノ町喜五郎(または茶屋五郎兵衛)
13	寛政6 (1794)	吉原全町	江戸町2丁目丁字屋長兵衛(または隣家商人屋)
14	寛政12? (1800)	吉原全町	田圃竜泉寺町
15	文化9 (1812)	吉原全町	龍泉寺村非人頭善七小屋
16	文化13 (1816)	吉原全町	京町1丁目海老屋吉助(または同町左八店明屋)
17	文政4? (1821)		○豊菊15才が付け火, 文政4年3月, 八丈島に流罪。
18	文政7 (1824)	吉原全町	京町2丁目林屋金兵衛(遊女屋)
19	文政11? (1828)		○花鳥15才が付け火。文政11年10月, 八丈島に流罪。
20	文政12 (1829)		○清橋27才, 瀬山25才が共謀し付け火, 文政12年10月八丈島, 新島に流罪。
21	天保2 (1831)		○伊勢歌22才が付け火, 天保2年3月, 八丈島に流罪
22	天保4 (1833)		○吉里17才, 藤江26才, 清瀧25才が共謀し付け火, それぞれ八丈島, 三宅島, 新島に流罪。
23	天保6 (1835)	吉原全町	角町堺屋松五郎(遊女屋)
24	天保8 (1837)	吉原全町	○江戸町2丁目丁字屋せい(または源太郎)。
25	弘化2 (1845)	吉原全町	○京町2丁目川津屋。同抱え遊女玉琴16才, 六浦16才, 姫菊14才による付け火。
26	嘉永2 (1849)		○喜代川25才が付け火, 嘉永2年10月八丈島に流罪。
27	嘉永2 (1849)		○代の春15才が付け火, 嘉永2年4月, 三宅島に流罪。
28	嘉永2 (1849)		○京町1丁目梅本屋佐吉抱遊女16人が共謀して付け火。佐吉と, 福岡, 谷川, 玉芝, 錦糸が八丈島に流罪。
29	嘉永5 (1852)		○玉菊35才, 付け火, 嘉永5年3月, 八丈島に流罪。
30	安政2 (1855)	家根へ焼け抜け	京町1丁目は本屋町兵衛土蔵縁物置より出火。
31	安政2 (1855)	吉原全町	安政大地震による火事。
32	安政3 (1856)		○梅ヶ枝27才, 付け火, 八丈島に流罪。
33	万延元 (1860)	吉原全町	江戸町2丁目紀の字屋六太郎の屋上より出火。
34	文久2 (1862)	吉原全町	京町1丁目裏屋(または同2丁目)より出火。
35	元治元 (1864)	吉原全町	江戸町1丁目大口屋文右衛門(遊女屋)宅より出火。
36	慶応2 (1866)	江戸町1, 2, 揚屋町, 京町1, 2丁目, 角町ほか	○江戸丁1丁目大栞屋いち抱きく事重菊の付け火。

- \* 1 宮本由紀子「吉原仮宅についての一考察」(地方史研究協議会編『都市の地方史—生活と文化』雄山閣, 1980年, 所収)表1より摘記。  
 \* 2 No.28の付け火については、『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第3巻(三一書房, 1988年)および「梅本記 三」(狩野文庫)により補訂した。  
 \* 3 遊女の付け火によるものには, ○を付した。

〔二丁オ〕

- 一、京町壺丁目梅本屋佐吉抱遊女十六人誓紙写
  - 一、梅本屋佐吉抱遊女小ひな申口
  - 一、同人抱遊女重本申口
  - 一、同人抱遊女静調書
  - 一、同人抱遊女豊平調書
  - 一、豊平日記写
  - 一、桜木日記写
  - 一、小雛不要之日記写
  - 一、さくら木日記
- 但のり入小本

A

〔二丁ウ〕 白紙。以下の名前記載部分は、巻紙の綴込

- ふくおか
- 谷川
- たましば
- とよひら
- たまづた
- とよしけ
- 重咲
- さくら木
- まつなみ
- しづか
- しけはる
- 小ひな
- わか梅

〔張り紙下〕とよしと記載  
「とよ江」

きんし しけもと

B

〔3丁オ〕

- 京町壺丁目
- 半兵衛店遊女屋
- 梅本屋佐吉抱遊女
- なミ事
- 小雛
- 西式拾四才
- 申口

私義、幼年之砌両親ニ相分れ、何れ之出生ニ候哉聡と不相弁、実伯父三之輪新町家主不知桶屋渡世長兵衛受人ニ相立、私実弟浅草福井町

〔3丁ウ〕

三丁目甚兵衛長屋と歎申候西川屋幸太郎人主ニ相成、町内成田屋ミの義根津ニ罷在候節、酌取奉公ニ住込候処、去ル天保十三寅年中御改正之砌、町内江引移、引統遊女奉公致し居候内、ミの方身上向不如意ニ相成、福いせ屋勘四郎方江住替相成、同人方今尚又去申九月十五日今来ル子年九月廿三日迄、丸四ヶ年季、身代金三両ニ而遊女奉公ニ住込候義ニ御座候、然ル処、当主人佐吉

〔4丁オ〕

方之儀、平生二食ニ而、豆腐之殻又ハ草帚之芽を入、雑水ニ致し為給候得共、悪敷匂ひ致し、中々難食候ニ付、難渋之様子及見候得は、何故給不申杯申之、全之飯は為給不申、邂逅為給候節ハ粥同様腐れ居候而、何分難食、且五節匂ハ、前日当日并正月二日、十五日、十六日、七月十五日、十六日、何れも本仕舞為致、八朔之儀ハ昼斗ニ而、金式朱ト取極有

之、其時々ニ至客無之候得は、身揚り致し候而も右仕舞金相納

〔4丁ウ〕

不申候而ハ、中々以承知不致、昨年今此節迄、右日取丈之物日ハ、不  
ト方困苦致し夫々主人方江相納候義ニ而、八月十五日、十六日兩日并  
ひす講当日とも本仕舞為致候由、傍輩之もの共申之候得共、是は新儀、  
相心得不申候、且右仕舞當日金子渡し方延引相成歟、又ハ平日客無之節  
ハ、髪部屋ニ而箱ニ懸、弓之折或ハ手鍵を以手当り次第打擲致し、其外  
聊之義ニ而も厳敷被打叩、右体 ⊗ 卷 (七丁オ、へ)

〔5丁オ〕(乱丁)

不申被存込之儀度々之事ニ而、別而当七月九日夜、田町鶴和家今初会之  
客四人案内致し罷越、私并静、若梅、重春罷出候処、右四人之客、夜四  
ツ半時頃帰り候処、重春義ハ名代ニ付、助見世え罷出不申候得共、私、  
静、若梅義ハ尚又見世え罷出候得とも、此夜ハ客無之、彼是致し候内、  
引ケニ相成候間、仕懸等夫々た、み取片付致し居候処、主人佐吉方ニハ  
遣り手無之、其夜之客無之もの起番と名付、遣り手部屋有之下座敷ニ翌  
朝迄起居、万事心付居候仕来ニ

〔5丁ウ〕

有之候処、此夜右之通客無之候間、手紙ニ而も乍認起番致し可申積を以、  
私外式人二階え揚り候処、同夜八ツ時頃と覚、佐吉義罷越、私外式人二  
階ニ居候を乍弁、三人共相見不申、定而逃去候義ニ可有之旨高声ニ申罵、  
下え下り候ニ付、三人共一同引続下え罷越候処、偶茶屋之客致し候迎、  
右体我儘之振舞致し候而ハ不相成旨、其外品之趣旨申散シ候上、私外式  
人之ものを手強く蹴付候上、手鍵を以手当り次第メ、又ハ打叩、右様之  
事共日々之様ニ而、

〔6丁オ〕

此分ニ而ハ迎も辛抱難致、如何ニも歎敷、且ハ心外至極ニ付、右九日晚  
七ツ時前、私、静兩人ニ而密々話合致し、火を付可申旨一途ニ存詰候得

共、みせの庄吉、芸者米吉今類ニ相詫、彼是相宥呉候故、右え対シ無余  
儀其儘ニ我慢致し打過居候処、其後も日々手荒之事而已致し、両度之食  
事も陸々不為給、右様被打叩、剩毎夜得と打臥候義無之、何分ニも身体  
相勞れ、存命之程も無覚束、夫々ハ先前申合置候通、火を付、主人

〔6丁ウ〕

佐吉え難儀相懸、右ニ而 △

〔7丁オ〕

式 ⊗ 両度為給候食事も世間並ニ相外れ、事替り候品為給、其上昼夜と  
なく手荒之責ニ逢、実以何共可申上之様無之、併年季無数ニも候得は、  
成丈我慢も致し候心得ニ候得共、未書人四ヶ年も有之、右之内斯之仕合  
ニ而は迎も身体取続出来不申、所詮此姿ニ而被責殺候今、火を付 ⊗ 皆憤  
を晴シ候上、御法通之御沙汰を蒙り候積を以、当三月廿一日頃と覚、傍  
輩拾六人兼々申合置候処、幸今日主人佐吉義

〔7丁ウ〕

昼寝致し居候間、向合居候口元髪部屋ニ私儀罷在、心付番致し居、夫々  
手配之上、外々之もの共夕七ツ時過、表ニ階格子上天井え火を付候得は、  
往來之もの共見付、声立早速消留之儀ニ而、火を移シ候場所え携之義ニ  
ハ無之候得共、右は手配致し居候義ニ而、并ニ拾六人一同申誓置候義ニ  
付、今更通可申杯と申心底毛頭無御座候

右之通相違不申上候、已上

(嘉永二)  
西 八月五日

右

小 雛

C

〔8丁オ〕

京町卷丁目



半兵衛地借遊女屋

梅本屋佐吉抱遊女

かつ事

重本

酉式拾八才

申口

私儀、信州上田在竹澤村百姓半蔵娘二而、拾三ヶ年已前天保八酉年中、母親病死致し、追々困窮致し候二付、親半蔵義身上相仕舞、同年十二月中

〔8丁ウ〕

御当地ニ縁付居候婦方を便、同人一同御当地ニ罷出相尋候処、本所林町ニ婦并智鍋次郎義罷在候二付、同人方之落付候処、是又困窮之中、懸り人相成居候義も難成候間、翌戌年二月中、親半蔵義も納得之上、京町壱丁目安房屋吉蔵方之遊女奉公ニ住込罷在、右身之代金を以路用ニ致し、国元ニ立歸り候義二而、右吉蔵義ハ、遊女屋渡世難相統相仕舞候二付、同人方之

〔9丁オ〕

当主人佐吉儀、根津ニ罷在候節、拾壱ヶ年已前、天保十亥年、私拾八才之砌、同年之去々未年迄九ヶ年季、人主不相分、右鍋次郎受人ニ相立、酌取奉公ニ住込罷在、其後、同十三寅年中、佐吉儀吉原町之引移候得共、別段証文書替候様子も無之様被存、本未年季明候心得二付、其段佐吉之申聞候処、右様之義承り候而何ニ致し候哉杯、不取留義而已申居、取敢不申、左候得は、

〔9丁ウ〕

当所之引移候而今如何様之取計致し置候哉、難相分義ニ御座候、然ル処、平日二度之食事ニ而、三度ハ為給不申、右二度之食事も豆腐之殻又ハ草箒之芽を摘、右を古米之中ニ焚込、塩を入雜炊ニ致し為給候得共、何分匂ひ有之候而、一口も被給不申、彼は手間取候得は、敵敷察当致し、其上客取不申節ハ、不精ニ付客無之杯申之、邂逅客有之候而も客

〔10丁オ〕

酒食等買揚不申候得は、差働無之故右体取進メも不致旨申之、敵敷折檻致し、且又外並之仕舞日多、五節句も前日共二日宛仕舞為致、客無之、如何様之才覚為致候而も、仕舞金受取不申候而ハ、中々承知不致、彼是引しろい候得は、箱ニ懸又ハ手鍵弓之折木を以、手当り次第打擲致し、其外聊之義ニ而も法外之責致し、陸々食物も不為給、右様手荒之

〔10丁ウ〕

取扱ニ而已逢候而ハ、迎も身体難保、然ル上ハ、存分ニ皆憤を晴シ御法通之御沙汰を受候心得二而、傍輩拾六人申合、兼々一同申誓置候義ニは候得共、万一右約定違変致し候もの出来候而は不相成旨を以、桜木義昨四日拾六人一同連判同様之心得を以、銘々名前可相認旨、同人義發言致し候二付、尤至極之儀と存、半紙横折え見世順二而、福岡を始、夫々名前相認候儀有之、尤

〔11丁オ〕

右書付、前文又ハ爪印等致し候儀ハ無之、只名前而已相認候儀二而、右之通取極致し、右書付ハ桜木義所持罷在候処、今五日、主人佐吉義昼寝致し居候を幸と存、夕七ツ時過、尚又一同申合、表ニ階格子上天井之外々之もの共火を付候処、往來之もの見付声立、早速消留候儀二而、私儀其御客有之、火取扱致し候ものハ誰々ニ候哉、睨と見覚不申候、

〔11丁ウ〕

右之通、相違不申上候、已上

西八月五日

右

重本

D

〔12丁オ〕

一、梅本屋佐吉抱遊(女次力)、事志津賀義は、生国御当地谷中三崎町出生ニ而、実父清助、実母もとと申し、拾壹ヶ年已前、天保十亥年中、東海道川崎宿旅籠屋田丸屋幸右衛門方へ養女ニ相成、弘化三年年中、十六歳之御、実兄幸吉と申者より、取戻出入、南御番所様へ出訴致し、御吟味之上、同人実伯父谷中三崎町二證寺様

〔12丁ウ〕

門番人善兵衛方へ被引取、尤、其以前両親共致死失候由、同年十二月中、兄幸吉、善兵衛、上野広小路中戸屋と申揚出し茶屋ニ奉公致居候実伯父豊吉、谷中三崎(虫損)金次義は身寄ニ而、右四人之者相談之上、ゑい義を右佐吉方へ同年同月中今来ル寅年六月中迄丸八ヶ年半、身代金式拾三兩ニ而

〔13丁オ〕

遊女ニ被召候所、平日食事も陸々為給不申候上、聊之事ニ而も強く折檻ニ逢、其日ヲ送り兼候ニ付、翌未年正月十五日、江戸町式丁目名主佐兵衛方へ駆込、始末相歎候由之所、揚屋町町役人へ引渡ニ相成、一旦主人方へ立戻り候上、外へ住替ニ可差出積リニ而、板橋宿口入方へ四五日も遣し置候内、佐吉義ゑい元方へ罷越し、同人早々

〔13丁ウ〕

相返候様強而申ニ付、外へ長々出居候而は入用等も多分相掛り候ニ付、致勘弁、一度元主人方へ立戻り呉候様申ニ付、無是非又々当主人方へ立帰り申候由之所、四十日程内証え為居置、昼夜共為寝不申、少々ニ而も眠り候得は、直ニ弓の折ヲ以打擲致し、四十日程相立候後、同年三月中、京町式丁目樂長屋小松屋と申方へ

〔14丁オ〕

五月六日迄被相頼、同日尚又主人方へ立帰り、八月迄は相応ニ客人も有之候ニ付、格別之折檻ニも逢不申候へ共、同九月中今主人申聞候は、中働之者と通合候坏、跡方も無之事ヲ申、度々箱ニ掛ケしぱり上、弓

之折ヲ以惣身及打擲、同月中今翌申年五月迄、寒中迎も単物壹枚ニ而為凌、元日ニ御綿入候

〔14丁ウ〕

衣類貸、直ニ二日は元之通単物ニて御座候に付、無是非、同廿二日、樂長屋小松屋方へ欠出し参り、女房相頼詫相頼、綿入候着物貸し貰候由、翌廿三日水酌二庭ニ居候ヲ、逃候心底ニて有之候由申、又々箱ニ掛りしぱり上、強く打擲致候上、同日夕方繩ヲとき、同廿四日朝迄、明店へ莖敷入置、其後も聊之

〔15丁オ〕

事ニ而も、弓の折或は手鍵・真木等ヲ以強く打擲致し、此節迄始終折檻不絶候上、食事は平日本之内え塩ヲ注入、いもから・豆腐之から等入、飯之腐り候ヲ少し欠候而、日々両度ツ、為給候由、客人無之候而も、五節句其外物日ニは仕舞札為掛、客有之候得は、八重仕舞と唱、揚代金倍増し

〔15丁ウ〕

ニ請取、右体之事故、迎も勤は難相成、客人無之候得は、礼金ヲ年季ニ被繕候様ニ而は、始終身分難立行と而、主人方ニ而責苦ニ逢候よりは、町を焼心底ニは無之候得共、火ヲ付其紛ニ名主方へ欠込御仕置ヲ請候より外無之と、当三月廿一日重立候遊女福岡申ニ付、私義も同

〔16丁オ〕

意致し候得共、程能間合も無之候所、八朔ニ相成、式朱売之遊女は式朱、壹分売之遊女は壹分つ、内証え入可申ニ付、元てニ難洪ニは候得共、無是非右致し入金任、尔今月見ニ相成候ハ、如何可致と心配罷在候内、同二日、聊之事ニて谷川と申遊女ヲしぱり上ケ、所々引ずり廻し候に付、谷川は勿論、

〔16丁ウ〕

一同之遊女、此上如何様之うき目ニ逢候も難斗と存、重立候遊女ヲ相

頼取斗貫候由、尤五日ニは主人も昼寝致し居、遣り手も同様寝居幸ニ存、福岡部屋ニ而相談いたし、右部屋ニ有之火ヲ玉芝表座敷持参致し候へは、谷川義、屋根裏ヲ持上ケ居、きんし義、火ヲ挿し申候、無間も

〔17丁オ〕

火もゑ上り候二付、一同駈出し自身番屋へ欠込候義之由、当月八日、元方豊吉義主人佐吉方へ参り候節、同人豊吉へ申聞候は、当人住替ニ相出度候ハ、其通致し可遣問、あまり主人之語讒詐不申候様町役人へ申付候問、其通りしづかへ申付候様、佐吉豊吉へ申候由

〔17丁ウ〕

〔白紙〕

E

〔18丁オ〕

一、かめ事豊平義は、生国加賀金沢出生ニ而、式拾ヶ年已前、天保寅年中両親俱々御当地罷出、巢鴨町に罷在、拾三才之節、梅本屋佐吉根津門前町局見世致罷在候砌、拾五ヶ年季、給金八両ニ相定、酌取奉公ニ相極、其節之人主請人とも致病死候由、拾三ヶ年已前、主人致類焼

〔18丁ウ〕

候二付、同所ニ而大見世ニ相成奉公罷在候所、豊平実兄金蔵と申もの豊平え用事有之、拾式ヶ年天保九戌年中之由、罷越、内話致し居候ヲ主人見答メ、主人え無沙汰ニ内話致候段不埒之旨に而、金蔵ヲ裏之方へ連行、大勢ニ而種々打擲致候由、其後根津御取払ニ而、主人佐吉義も吉原町へ

〔19丁オ〕

引移、豊平義も、人主請人相改遊女ニ相成申候、其節、遊女証文ニ書替候二付、六拾歳ニ相成候実親伊兵衛義罷越掛合候所、申分不宜候連、前書兄同様多勢ニ而打擲致、惣身痛、渡世難相成程之義二付、金子三

両宛呉遣し内洛致候由、其後豊平折檻ニ逢候義は、前書之始末二付

〔19丁ウ〕

度々之事ニ而、其後揚屋町へ引移候而遊女屋渡世罷在候内、去々未年九月中、玉芝と申遊女致欠落候所相見付、召連相帰り候上、主人佐吉より玉芝え申聞候は、豊平分錢式百文貫請、夫ヲ路用ニ致し、比丘尼ニ相成逃可申旨相す、め候積りニ申成候様、

〔20丁オ〕

主人佐吉分玉芝江申聞候得共、跡方も無之事故、同人義も迷惑致し居候所、其通り不申候ハ、取斗方可有之と、げんのふヲ以、玉芝頭を式ツ三ツ打候得は、苦痛ニ絶兼、豊平分式百文貫請候趣申立候二付、翌三日豊平ヲ裏之物置え連参り、繩ニ而箱ニしぱり

〔20丁ウ〕

上弓之折ヲ以、数四十余も打候二付、惣身痛、外遊女見兼、右之ヶ条ヲ以式ヶ年切増年致し御勘弁致貫候由、平日食物は外遊女共申立候同様之義ニ而、聊之不調法有之候而も、弓之折或は手鍵ヲ以打擲被致、惣身痛之跡絶不申、八月朔日ニは八朔之仕舞と申、式朱売之遊女は式朱、壹分

〔21丁オ〕

売之遊女ハ壹分ツ、札金為差出、尔今月見ニも相成候ハ、札金之手当も無之、其節は年季入候敷、左も無之候ハ、又々強折檻ニ逢可申と、何分其日ヲ送り兼、迎も主人方ニ而被責殺候より、吉原町可焼払存心ニは無之候得共、早速人目ニ懸り候所へ付火致し候ハ、直クニ人集り揉消可申問、其紛ニ名主方へ欠込、

〔21丁ウ〕

御上様之御仕置受候方ましと存、一同申合候、福川、谷川、きみし、玉芝等へ相頼取斗貫ひ、豊平義者、二階下共主人其外之ものへ不知様心付居候よし

F

〔22丁オ〕

豊平日記写

一、未十月朔日、はん二居残り、每晚く足を近く来て、其後居続二居て勘定

一、金式分

字不分  
朱分

一、金三分斗之勘定で居残り二成て居て、飯ヲ喰せず、お客が遊んで金がなくつて、居のこり二成、其居残り二飯を不喰、万事二可愛そふ故、飯を買て為喰、夫が内証へ知れ、十月朔日の晩から腰繩で内証え居らセラレ、二日之晩迄居り、其

〔22丁ウ〕

上色々の責折檻為逢、ある事あらぬ事をいわれ、夫から又すわつて居て、漸客人が上つて託事がすみ

未九月十四日、玉芝とゆふ子供が逃て、同十月三日之晩、漸さかして連て帰り、其夜は内々其子をだまし、豊平が小遣を二百文くれて逃したといふ、そふすれバ手前はふちも敲もしない、入用も懸ないから、なんでも豊平が逃したと言へと旦那二いわれ、其子も苦しい思をするより其

〔23丁オ〕

方がよいとおもふたゆゑ、豊平さん二小遣ひを式百文貫つて逃るといつたから、夫て逃たと、私は夢にも知らぬ事、四日の朝、内証て皆遊女一同二呼、旦那之ゆふ二は、玉芝を逃したのは、豊平が小遣を式百文遣つて逃したそふだ、ふといやつだと、直二私売人髪部屋の奥之明店え連て往て、箱懸て其儘はらばいにして、弓の棒で四十五、六斗メ、夫から又繩を結て、えり首や手のくびれる程箱懸てメ上ケ

〔23丁ウ〕

て、暮方迄飯も不喰、湯も茶も吞ませずニメつけられ、既二死ぬ所

を、くやしい一心で眼もまはさず、日の暮方に傍輩玉つたが詫言二言たなら、旦那の言には、ケ条年季を入たなら繩を免して遣るが、ケ条年季を入なければ、吉原之きくがはづれると言つたいふて参り、私も苦しきは被替ず、夫ゆへケ条年季ヲ入ますと言て詫言して貰ひ、夫てなければミスく死て仕舞ゆへ、繩を解てからと思つてそふ言て

〔23丁ウ〕

遣たなら、直二繩を解て呉、其儘二して置たなら、十八日から十一月の八日迄、腰繩で内証え居らせられ、なぜ元方を呼で片を付ない、ふといやつと言て昼夜寝さしめせず、居り切二させられ、同十一月八日二実伯父か参り、よもやおまへは此様之事を仕やしまい、なんでも年季二する事は出来ないと言て承知しないところを、漸たまして、年季にして貰て仕舞、そふ仕ないと又とんな目に逢せられるかと、夫れで年季二結び、其後

〔24丁オ〕

度々其玉芝が逃、旦那も中々そふくは政道（前逃）が不続、仕方なしに其子を箱にかけて、ほたをはめて、私のメられた明店へほり込て置、其時傍輩のものは、つらかにくいと言て僅も構てやらす、夫から、式百文小遣ひをほんとお前に遣て豊平さんが逃したのがうそか、夫をほんとお白状した事なら、皆て紙も買てやるふ、豊平さんにもお芋でも買て貰つて遣るから、ほんと言へと、其子をたまして聞たな

〔25丁オ〕

ら、玉芝がいふには、豊平さん、是斗は口が腐つても旦那へ言ておくれでない、お前が是をゆふと私が殺されるかも知れないからと言たら、私は決而そんな事はいわないから、ほんとの所ヲ咄してお聞せと言たなら、おまへが小遣ひを式百文くれて逃がしたといへば、ふちもたたきもしないからと、旦那か呉々も言付たから、無拠そふ言たのでありますと、私二白状しました

〔25丁ウ〕

(白紙)

G

〔26丁オ〕

新吉原京町壱丁目半兵衛地借遊女屋

梅本屋佐吉抱遊女桜木日記写

一、八月之廿六日之七時ニ越して来て、九月之廿九日が見せ開きて、廿八日之晩ニ惣助さんと又兵衛さんが口を聞て、旦那から金を壱両貳分かりて貰ひ、夫から直クニ其金を内証え入、手とり壱両借た内で、人にも借を返し、小紋之着物を買、夫から其着物を都合が悪い故、九月之十四日之晩ニ質置、夫から又九月の廿三日之あさ、着物を質ニ置たと云て、〔26丁ウ〕

箱ニ懸てしはり、夫から昼時分ニおもふ頃に、吹竹てぶち、私も年季ヲ入て着た着物故、質ニも置たのだが、夫を朝から飯も食すニ縛つたりふたれたりされる事は有まいと思ひ、腹が立から泣きましたならば、声を出したと云て、又若い旦那が又ぶちましたから、誠ニく腹か立て仕様がな、夫から福岡さん、余り繩が強いから少しゆるめて貰ふたらバ、仕置ニならぬと云て、繩をきつく置し、晩迄縛て置ましたから、日入七ツ

〔27丁オ〕

半頃二眼をまハし、夫から小ひなと申傍輩が氣付を吞せて呉、夫から漸氣が付、夫から晩方ニ成てから、豊平さんという傍輩と福岡さんが詫言ニ立て呉て、夫から日の暮方ニ繩をほとき、見世へ出、夫から霜月の廿三日之晩ニ茶の転多之帯を盗出して、福次に頼ミ壱両の質に遣、夫から福岡といふ傍輩と豊平といふ傍輩と寄場へ来て、帯を質ニ遣りハ仕ないかと聞候ゆへ、私が質ニ置ましたと申候得は、其時もある

〔27丁ウ〕

から晩方迄箱ニ掛られ、夫から傍輩が忒入て十一月之廿八日迄旦那言沢をして呉て、夫から私も内証へ済ぬと思ひ、度々元方え人遣り候へ共、元方が病氣で参り不申候ま、夫切ニして置候得は、十二月廿八日之朝、七さんが出しぬけ二聞、なげやりニしてあると云て、箱ニ掛て晩方迄縛り、夫から惣助さんニ福岡さんが三人て掛合て呉て、昼頃ニ箱懸て尻をまくつて弓之棒て凡五十斗ぶち、夫から惣助さんが伸え這入て

〔28丁オ〕

箱ニ懸た繩をほとき、夫から腰繩ニして十二月之廿日から廿五日迄腰繩ニして置、廿日之日ニは一日食すニ置、廿一日之日ニは朝食せて、夜は不喰、廿二日之日は朝不喰ニ晩貳せん為喰、廿三日は晩ニて昼ニ不喰、廿四日は朝為喰て晩ニ不喰、夫から十二月廿五日の日ニ惣助さんが品川え往て呉て、廿七日ニ元方が来ると云て繩を掛合て預かつて呉、夫から又、元方がこない故、廿九日之朝、内証へ呼、ゑんき棚之前へ為居て、夫からは年季を入

〔28丁ウ〕

ないと云て、階子之下之板之聞え、私の傍輩のきんしとしかと三人て板之聞え被居、夫から福岡さんと豊平さんと忒入て、旦那から預て呉、金がいらぬと云て縛つたり、夫から正月の廿九日之晩ニ金を拾三両借、三両仕舞之金に入、壱両が帯之借、壱両貳分が暮之借、元方へ壱両遣り、壱両貳分請取、毎々入用ニ、四月十七日昼、大多やと申茶屋之客が、豊平と言傍輩と重崎と私と都合て四人て一座して、其重崎の客のき

〔29丁オ〕

せるがなくなり、夫から十八日朝、私義聞糺しましたが、知ぬ物故、とこ迄も知ぬと申候得は、何もしらぬ事はないと申て、私を箱ニ懸て

鉤して、足の漸爪先之畳え漸障る位ニ鉤し、鉄のはまつて居る手鍵で  
甘壺ふち、足も手も聞かない内ニ、まだふてると言てふち、夫から大  
多やとゆふ茶やから壺座の松波と玉づた之客が来て、私を知てくれて  
上られたから、漸二階へ上りましたが、上る事出来ず、夫から十日斗、  
お飯も喰す二居ました

〔29丁ウ〕

〔白紙〕

H—I (小雛不要之日記写)

〔H—Iは30丁〜34丁の嘉永二年三月七日から四月六日までのひとまと  
まりの記録であるが、乱丁がみられる。時系列を追うと、本来は、①34  
丁オ・ウ、②33丁オ・ウ、③32丁オ・ウ、④31丁オ・ウ、⑤30丁オ・ウ  
の順に綴じられていたと考えられ、便宜上、各丁の冒頭に、①〜⑤で順  
を付しておく。〕

⑤〔30丁オ〕

客に仕舞て貰ひ ○五日朝、ひきわりめし(お汁)に(お汁)、おやし(夜食)よく、かう  
く(しじみ)て茶漬、其夜はお茶を引、何事もなし ○六日朝、引割飯(梅本屋)におしい、  
し(しじみ)め、其日もめんきものをきてハ見世へは出さない、おふくさんい、  
出し、夫も桜木さんの事から事起り、小旦那ともく(しじみ)に小言をい、と  
ふく〜昼見世へ出さず、昼見世を引、よふく〜玉薦さんへ託事しても  
らいて、きぬ染きぬまでも、ともく(しじみ)わひ事がすみ、夜のの見世え出し  
てもらい、其夜、木場の旦那を見かけ

〔30丁ウ〕

あがつた処、小旦那、小ひなハよせと、新兵衛にいつた所、御客ハ外の  
ものてハ承知せず、それ故、ふつ〜いつて口をかけ、其夜は何事

(以下、白紙)

④〔31丁オ〕

をい、おや食ハ、からのいつたのにいわしを二疋おかつにつけて、あ  
つたかい飯を喰せ、其夜はお茶を引、九半時分ニ大旦那帰り、間もなく  
寝てしまい、其より小旦那二階にいつて酒をもんてこいといつてくれ、  
豊井さん、豊重さんの所てさけをのみ、八ツ過寝 ○廿九日、朝は寝て  
いてしらす、お夜食ハおかい、大旦那留守、其夜ハ徳さん参り何事もな  
し ○晦日朝、あつたかい飯に香く、おやしよく茶漬、香く、其夜  
は御茶を引、按摩をさせられ、八ツを打て

〔31丁ウ〕

寝 ○四月朔日、亥の朔日、朝きりほしのおしいに、あつたかい飯、其  
後からをいつてみんなに喰せ、お夜食はからのおじや、其夜は七さん参  
り、何事もなし、○二日朝、香く〜で茶漬、お夜食もかうく〜で茶漬、  
其夜はお茶を引、大旦那にさけを御馳走ニ成、重咲(紫咲)、谷川、松波、わた  
し ○三日朝、香く〜で茶漬、お夜食もかうく〜で茶漬、其夜ハお茶を  
引、何事もなし、八ツを打て寝 ○四日朝、かうく〜で茶漬、お夜食か  
うく〜で茶漬、其茶は谷川さんの初会の

③〔32丁オ〕

其夜はお茶を引、何もいわす八ツを打てね ○廿四日、朝おそく成、見  
世をつけるといつて湯へもいれぬさんだんし、あふれ女郎めらがはめを  
はづして寝るから此様子、おそいと、有にあらぬ小言をい、芋殻の  
おしいに、あつたかいおまんま、したくをしてしまつても、余りせけん  
なみはづれていて、見世へもだせす、髪部屋に遊ハせておき、お夜食は  
芋殻のおじや、香く〜ハ喰せず、其夜ハ徳さん参り、何事もなし ○廿  
五日、朝ハおまんまにいつたのに、おせん(勝)はかりだしておいて、まが

〔32丁ウ〕

わるく、帰つてきたら、みんなくいたくないから飯にしない、若いもの  
にたべるといつて、女郎には喰せず、おや食ハ香く〜にて茶漬、其夜ハ

新さん仕舞て呉、何事もなし、○廿六日、朝芋からのおじや、おや食は香くで茶漬、大旦那留守、其夜はお茶を引 ○廿七日、朝あつたかい飯に香く、大旦那留守、お夜食茶漬、大旦那帰り、其夜は佐々木さんに仕舞て貰ひ、其夜すけ見世に出ないといつてさまくのしやくをい、○二十八日の朝、香くで茶漬、かけて昨夜の小言

②〔33丁オ〕〔乱丁〕

勤をよこせといわれ、さまくにしかられ、からのおじや、其夜ハ弥吉さん参り、何事もなし ○十五日、あげ、昼夜くわず、其夜ハ仕舞て貰て、徳さん参り、何事もなし ○十六日、あげに出、昼夜喰わず、其夜ハ御茶を引、半時斗あんまをさせられ ○十七日、朝（干菜）ひばのおしや、またあしをませられ、おや食ハなし、其夜豆いりをくれ、其後内証へ呼れ、さけをご馳走に成 ○十八日、朝かうくで茶漬、おや食は同し事、またあんまをさせられ、其夜ハ七ツ道おきばん ○十九日、朝塩断て喰わず、お夜食は茶漬の香

〔33丁ウ〕

くで茶づけ、其夜は初会に出、何事もなし ○廿日、くさつたからくで茶漬、お夜食あさりのおしやおまんま、その夜ハ馴染の御客参り、何事もなし ○廿一日、朝寝ていらす、お夜食あさりの御汁であつたかいおまんま、其夜ハ初会に出、何事もなし ○廿二日、朝寝ていらす、お夜食香くで茶漬、昼見世を引て、足をた、かせられ、其夜ハお茶を引、肩をたたかせられ、八ツをうつてね ○廿二日朝はお粥に香く、お夜食もおかゆニ茶漬、おせんの上で、小言をばんじ請させぬさんだんをし

①〔34丁オ〕

嘉永二とり  
三月七日、朝くさつた香くで茶漬、内証の前をとふるとき、其なりているとうつちやつておかぬと申、おやしよくハしやけのあたまのた、いたおじや、其夜は初会にて、跡から徳さん参り、何事もなし ○同八日、

朝あつたかめしにくさつたかうく、しを立、おやしよくハたへす、昼見世を引て、ていさんに仕舞てもらい、夜ハ見世をはり、お茶を引、八ツを打てねる ○九日、朝のおじや、おやしよくハかうくで茶づけ、其夜ハ徳さん参り何事もなし ○十日、徳さん

〔34丁ウ〕

朝寝をし、ひるの内帰り、夜見世をはつてから、九ツ過ぎニ、又徳さんあかつて其夜も何事もなし、○十一日、朝ハかうくで茶漬、おやしよくハあさりを煮て喰せ、其夜はお茶を引き、九ツ半から八ツ過まであんまをさせられ ○十二日、朝かうくで茶づけ、おやしよくもこつちの仲間へハわるひかうくで茶づけ、其夜ハ徳さん参りふたときはづし、何事もなし 十三日、朝おじや、お夜食みつばの根のいり付のおかす、其夜ハ初会に出、跡から徳さん参り、何事もなし ○十四日、朝徳さん帰るかおそく成、小旦那に

H—II

〔35丁オ〕 ここから異筆

いつて跡もふすこしまつておくんなさいといつたなら、そんな事を言わせる物かと言て、手鍵下ケて来ようふと仕た所を、吉里さんたつてと頼ミ、漸々の事で見世え出、其夜はお茶を引、ひるまの事が有ゆへ、かくべつ事も言わづ、七ツ過キに、みんな寝かし、二日、朝飯に茄子壺ツ、其内旦那湯えはいつて仕舞、夫から髪部屋のものも湯えはいつてもい、かとき、に

〔35丁ウ〕

やりましたら、使にいつた米吉に、おれはしらないとあいさつをしたゆへ、女郎衆達もはいるにははいられづ、どふしたらよかるふと、みんな顔を見合せて居たなら、こいつらわふといやつらだ、せつかく拵た湯へはいりもしないで、おれに鼻をあかせる、みんな馴合と言、ふとい奴だ

と、式入りのけて、跡みんなならべておいて、はしからはじめて

〔36丁オ〕

手かぎでしめて息も附ケぬよふな目にあい、夫からわび事をして、湯へはいろふと思つたなら、まだはいらぬか、最ふ湯ハたてない、はいろ事はならないといつて、又手かぎをもつて来て、片ッ端しめ、万事皆手前まへの方で意地悪いぢあくい事をしておゐて、女郎に徒党たうたうすると小言を言に、谷川、朔日に金を借り、式分式朱分しきぶんしきしゆぶんかり、壹分八朔之仕舞の金に、壹分で

〔36丁ウ〕

単物式枚出し、式朱は人ニかへし、中々壹ト月はたせづりか、二日の日に玉芝の単もの式枚借、壹枚手まへの単ものを為持て入替ニやる所を見つければ、人のものを手込ミに出して質にやるどろほふだといつて、一日しばられ、見世がひけてから、めしを喰へとい、繩をときに来た所を、くるしまぎれ二なわをぬいて居たら、是ではいたくない、だれか

〔37丁オ〕

こふ付たと言て、弓の棒を持つて来たなら、手水に行たいといつて立て居てかんかへ、外そとえ出よふと仕た所、つらまり、入ばで十五六くかられ、弓の棒でしめて、当人は氣を失ひよふす、又飯も喰せずからだの皮のむけるほど繩をしめなをされ、日の暮方に漸々金五郎さん、惣助さんにわび事をし、其後直に見せえ出され ○朔日の御やしよくに、五人斗で

〔37丁ウ〕

いつたなら、おかずのあまりを盛て出した所、こいつらは三度く飯に来る、くわぬい者にやればい、と帳場から声をかけ、兎角くわせる物をおしみ、少し永くおぜんすわに居つて居ると、小言をい、夫がつらさに、旦那の居る時は、つひに腹のくちく成る程たべたる事ハなし ○二日のお夜食、くさつたたくあんあんのきばんだのでおまんま、其夜ハ

〔38丁オ〕

お茶をひき、格別の事もいわず、七ツ過二寝かし、万事食ものをおしか

つて、喰と小言をい、誠ニおせん場へいかないと、なぜめしをくわぬい、めしにこないで居ると、飯をくわずに買喰か斗してみんなはだかに成ると言て、躰の能事いヲ言てしめられ ○三日、蚊帳かやをた、んでいつもの所へ置たなら、なぜ始末をしておか

〔38丁ウ〕

ない、晩からかさなといつて、夫から見通表座敷しへ置いて参り

(以下、白紙)

### H-III

〔39丁オ ここから異筆〕

申八月廿五日乃夜、福伊世の主人、梅本へ売渡したやら。どうしたやら、七ツ過に髪部屋に寝ているものを。ミなお起し、お客でいるものもミなよひ集て。此度おたかひの不仕合つ、き、梅本さんへおたのミ申たから、これからハ格別二骨を折てくんとい、わたして、其場を立てしまい。とうゆうわけかきこふとおもつて待てとくらせと。主人ハこず、下へいつて様子ようすをきこふと思つて。下へきて見れば。もう主人ハ不居、どうゆう

〔39丁ウ〕

わけか。わからずに。皆不思議に思つて居たなら ○廿六日に、梅本の主人引移り、肝をつぶし主人におきさりに逢、其よしをいろくくにいつたけれど、死人口なしのようふなわけで。しようふがなく ○廿六日の朝、冷飯になすの香このくさつたので中々くわれす、夫故、めしにでないでいたなら。たとへまづくつても、主人のくわせるもの、なぜくわぬいでいて買喰をするしよと小言をいつて、しよふがないからおまんまに。いけハ、一せんくつて、二ゼんの飯になると、ねていてもおきてきてたんと喰て、早々

〔40丁オ〕

しまへと。小言をいふゆへ。とんなに腹かへつても、跡を給よふといふ



わけもいかず、ひもしひ腹をかゝえてハ、さんだんをしてハ飯を買てくひ ○其上あふれると、每晚くあふれても何ともいはいないといつて。手鍵でかたつばしならべておいて、ふといやつだ、客をとるといつて証文をしてきていながら、ぐずくとあふれていやあがる、ふといやつだと端から端までメ、八月廿六日の日から、大旦那いる内はついに腹をくちくしたる事ハなく。十月十八日の夜、若梅、静、琴吹、重春、小雛、お茶を引。八ツまで内証の前へろう

〔40丁ウ〕

そくを付て、手紙ヲかこうと硯箱をもつてきて。かこふと思つたなら。旦那、手紙を書にハおよはない。丁の作法をしつてゐるか。三日あふれてハ、井へ水を入てもたせて。おくのがほんしきだ、其分でハおかないといわれ、どんなものでもうつちやつておかぬとい、申九月、見世開、昼夜仕舞、十月廿六日夷子講、昼仕舞、十二月十四日煤はきの仕舞、小言の百言もいつて、壁とまがきハ式朱にまけてやるとの事、夫でマア昼間斗、夜ハ本見世をはり、正月廿四日、朝寝ている時、小旦那二まくられ、お粥に餅の這入たの、お夜食

〔41丁オ〕

あつかいかいおまんま。くさつた菜漬のかうく、三せん斗喰ふと、大旦那、玉芝にいふ積て。誰の腹も同じ事だから。たんとくゑと。しやくをいひ。早々仕舞つて。帰り。其夜、お茶を引、八ツ適ないしよの前へふき掃除ですわり、八を打てねて仕舞、八ツ半分二、重春さんとふりて初会に被掛。七ツの時を外シ、小旦那に下へ呼おろされて、内証の前で弓之棒で被メ、漸誤て、お客のそこへ行、正月二日、昼夜仕舞で札をかきさせて、みんな本見世を為張、客人かきたなら、松の内ハみんな八重でなければうらない、お客にそふ

〔41丁ウ〕

いつて買つて貰ハなるときかないといわれ、其晩先へきたお客にたのん

て、壹分で買て。もらい、お客か腹を立。ま事に困り、其跡の客人は中々そふいふ人でなく、よふくわけをいつて、式朱にして貰ひ、二の仕舞の金ハ人を頼み、十日迄二人る約そく、七日之日二早々催促によこし、やらなければしめられるし、苦しい紛れに、壹枚きものを式分の質において、二日の仕舞の金をやつたなら、とつてしまひ、跡はねまき壹枚、おきやくに揚るときハ人のものを借りれハ、小言をいふし、

〔42丁オ〕

何事も無理ニ無理斗をいふし、三月五日の夜、やすいおきやく三人、初会をつれて上る、長嶋の茶屋であかつた處、大旦那、げい者をかませろといつてつけたから、すぐに二階へいつてこふいつたなら、おきやくハいやだといつてかわす、其いしゆかへしに、あしたつまらない事てよひつけ、わるいもの、まねをする、ろくな事おぼへないといつて、弓之棒でしめられ、○正月七日、昼夜仕舞、式分、十五日十六日一日札、一日八重二もふして、なまへ

〔42丁ウ〕

をあげる、たれにしよふ

(以下白紙)

#### H-IV

〔43丁オ ここから異筆〕

かとしよふといつて、出来るのできないのといわせるものか、できなけれハおれがしてやるふといつて、手かきをもつてしめにまいり、また人がはいつて、よふくしまいをしてもらひ、あしたハかねをさぬそくによこし、ましてしばしをいふと

〔43丁ウ〕

ミな一同にしめられ、三月二日はよい節句だから、八重に仕舞で節句は札をかけるとい、いつれ歎挨拶を致しますといつてやるか

(以下白紙)

## H—V

〔44丁オ ここから異筆〕

いるや、てまいたちの役めいた、みんなてまをとるからは、ふしよふち(不承知)たから、夫てくすくして居たるふ、かけてもはなくつてもい、おれがかけてやるといつてはだかになつて、手鍵ヲ以てみんなしめ、夫からミセの者やなにかて漸々旦那をひつこませて仕舞、夫々にいつて八重仕舞と札を掛て貰ひ、又例の金を催促に来るから、もふ少しまつてくれろとゆふと、直に。

〔44丁ウ〕

弓の棒や手鍵をもつてメにまいり、さまく二いつてしめられて仕舞てから。もしやお客のあてかはづれたなら、どうか。かう(たむ)をつけますと人をたのんてやり。其人か早々元方を呼ニやつて、年季にしてもかたを付ろとい、それもこれもみんな旦那かいわせる事、五月四日、五月節句五日ハ、本節句たろう。四日ハ八重、五日ハ札といつて。参り。やはり三月の通り。すいもし被下、夏五月両日之仕舞迄入て、都合三両式分か札金と八重仕舞之かね、

〔45丁オ〕

九月十五日しよふものときのかりが壹両式分、跡二両が白小弁慶、かけおりの年(年数)すをくつた壹町着壹枚、御納戸絞り、ふんとし三歩と四百文、白半ぢはん、あやはんゑり六百文、巻帯壹分ト六百文、壹分が小遣、壹分式朱がねてかり、みんなて七両の金て壹年切増シ、元方が不承知をいつたなら、ふといやつといつて、こつち之い、言は只之壹つも聞てくれず、夫て証文ヲしないで返せば、跡て箱ニしかけてメるとの事、夫故、

〔45丁ウ〕

よふく、伯父にたのんて証文をしていつてもらい、三月七日、朝くさつ

たこうくしてしやめし、内証の前を通る時、寝巻のきれたのをきていたなら、其なりていとた、はおかぬと小言ヲい、めしをくわせぬさんたんをし、着物はてまへで仕舞之金ニ質ニおかせて取て仕舞、其通りの事をい、お夜食はしやけのあたまのた、いたのに、なの半分はいつたおじや、其夜は初会で、跡から馴染之客人参、何事もなし

〔46丁オ〕

八日、朝あつたかい飯に、くさつたたくわんの香々、其日ハしほだち。御夜食ハたべす。昼見世を引て。心やすいお客に仕舞て貰ひ。よるハ御客か帰つて。から。助見世ヲ本じかで張、其夜ハ客人がなく。八ツ時迄ある事あらぬ事ヲいひ。八ツ時うツてねかし。九日、朝なす半ふん這入たおしや、くさつた香々、御夜食くさつた香々で茶づけ、其夜馴染みの客人参り、何事もなし。十日、朝帰るのが

〔46丁ウ〕

少しおそく成、もふかへさず朝直して居て、昼の内かへり、よるハ見せを張、九ツ半バ過て其客人参り帰つて参り。何事もなし。十一日、朝くさつたこふくで茶漬、御夜食ハあさりの汁。御まんま、其夜ハお茶引、九ツ半から七ツ前まで、按摩させられ。十二日、朝くさつたこふくで茶漬、わたしたちの方へハ、くさつてふよくした香くを付て置、其よハ馴染みの客人参り、二時はつし、毎夜のやふに来る客人故、何事もなし、十三日、朝水のやうなおじや

〔47丁オ〕

みつ葉のくさつた通シの残之おかす、其夜は初会ニ出、跡から馴染之客人参り、八ツうつてから、又馴染の客人参り、みんなころね、若旦那十四日之朝呼付られ、大変ニしかられ、壹人朝帰るのか少しおそく成、けふの玉の金を、たつてよこせと言れ、メられる所、おかミさんが、けふのは旦那がないから、私に免んじてかんにんしてやつておくれと言たなら、おふくろ、くせになると言て弓之棒を持出した所、けふはわ

たしに預けて

〔47丁ウ〕

呉ろといふてわひ事をしてくれ、朝、湯を見るよふなおじや、お夜食はたべず、其夜ハ馴染客見え参りあふれ候へは、メられる、くるしい紛ころねテ上げてもらい、勘定がなく、居残りにおけば、叱らるから、はたかになつて、引て返シ、十五日ハ揚ケ新造ニ被出、下之飯ハ昼夜不喰、其夜仕舞てもらい、跡から馴染之客人参り、何事もなし、十六日 上りニ出て、昼夜くわず、其夜は御茶引、半時あんまさせられ、其上起番

〔48丁オ〕

言付られ、十七日、ひば半まざりのおじや、御夜食不喰、商売休、其夜しいなの豆をいつてみんなに呉、のち内証江呼れ、三四人酒ヲ貰てのミ、十八日、沢庵のこふくでめし、お夜食も同じ事、御茶はみづ、又あんまをさせられ、其夜は七ツ辻におきはんをさせられ、十九日、朝塩断おまんまニせん、お夜食なつてのくさいので茶漬、其夜は初会ニ出て、何事もなし

〔48丁ウ〕

〔白紙〕

〔綴込1丁表紙 オ〕

こうか三ねん  
おぼえ長  
ひのへ午 九月吉日

〔綴込1丁表紙 ウ〕

〔白紙〕

〔綴込2丁オ〕

九月十五日まいり、そのばんないせう(内証)いあさまでとまり、金巻分もらい、おなじく十八日のばん、あさまでとまり、おなじく廿日のばんニもあさまでとまり、おなじく廿五日あさまでとまり、

〔綴込2丁ウ〕

十月六日にせう(証文)もんニなり、そのひよりもとかたへ、せうくかねつかわしつ、たいそふニしかられ、それより八日のばんニハおぢやをしき(引き)、よの八つじぶんまでみせニおり、それから七つじぶんニあしをもみ、それから

〔綴込3丁オ〕

ないせうへあさまでとまり、十七日のばんニハおぢやしき、そのばんニハあさまでとまり、廿一日のばんニわ、ないせうへとまり、あけかたニかへり、十一月十四日ニハなかのちうのわかまつのきやくじん(客人)で、ひるま一ツあり、そのばんニハおぢや

〔綴込3丁ウ〕

しき、ないせうへあさまでとまり、十八日のばんニハ、九ツすぎニはつ二(初会)い出、そのきやくがどふぼう、そのしきやいが廿三日ニつき、それよら廿九日のばんニきて、それがとまり、そのあさまつと、そのあさニハ、きやくじんかおわし(お足)を

〔綴込4丁オ〕

九百文つかい、やどんニもたせて(掃り)かいら、ひるすきまで、それとさけをのんでいたといつて、なぜそのきやくじんをあさなをし(直し)ニしないといつて、わたしお、みせぢめのためていつて、ほかくのほふ(梅)ばへをゆ(前)ミの

ぼふでぶちましたよ

〔綴込4丁ウ〕

十二月三日のばん二ハ、きやくじんがふたいりありまして、そのきやくがごろねで、それからわたしがたんな・遣りて二よばれ、いろくとしかられまして、それから、ごろねのきやくハかいしてしまいと、だんながい、ますから、きやくのいう二ハ、そんな

〔綴込5丁オ〕

ならば、あつらへものするから、きやくにしておくれと、いろくながとんをたのみ、ハけをいつてあやまりニやつても、りうけんしずニきやくをかへし、それからわたしをすくニはだかニして、はこニかけておき、あさまでねかさづニしばつておきましたよ、

〔綴込5丁ウ〕

そしてそのあしたもおまんまもたべさせづニ、四日のばんかたまで、はこニかけておきました、それからひのくれかたニ、よふくなハをほどき、すぐみせいたしましたよ、十四日二ハおちやをしき、そのあけかたまでへやニおき、それから

〔綴込6丁オ〕

よのしらくあけて、七さんという人が、あしたのしまいきんがはいるならば、ねかしてやろふといつたゆへ、わたしもいろくどハけをはなして、ねかしてもらいましたならば、

〔綴込6丁ウ〕

そのあけかた、十五日のあさ、おちやをしいてねたといつて、かんべやのたかいところあしニてけをとし、それからまた、ないせうへよひすハラせ、あしニテよこが

〔綴込7丁オ〕

をおけり、それニまたをなじく、あしニてこしをけりましたよ、十七日のばん二ハ、八ツじぶんニみせニおりましたならば、だんなのゆうハ、

こんやみせニいるものハ、きふをものび

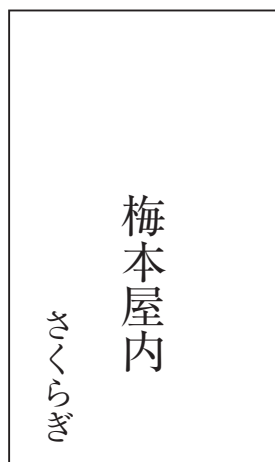
〔綴込7丁ウ〕

をしるまいといつて、おせいてやるからこつちいこいとい、ますから、わたしも、しつにまつてないでも、すハれといハれるがいやだゆへ、にしたしてかりじまいニしましたよ

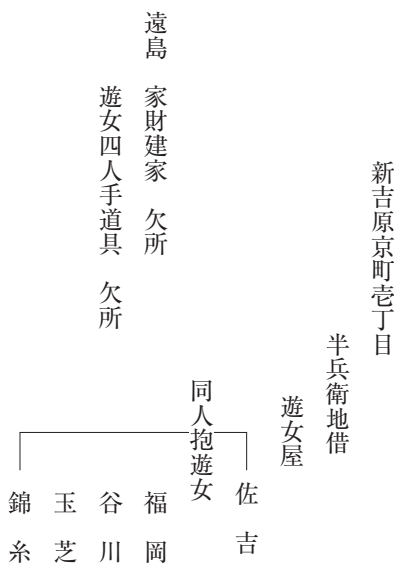
〔綴込8丁 オ 背表紙内側〕

〔白紙〕

〔綴込8丁 ウ背表紙外側〕



J  
〔49丁オ〕



〔51丁才〕 下谷金杉下町 福岡人主	豊八	〔50丁ウ〕 急度御叱り 無構	三吉 新兵衛	急度御叱 無構	くわ まん	〔52丁才〕 無構	かめ きん	〔50丁ウ〕 急度御叱 無構	まさ 吉里	〔51丁ウ〕 御叱	豊岡 豊重	〔51丁ウ〕 御叱	小雛 重春	〔50丁才〕 押込之上人主 請人江御引渡	静春 重春	〔49丁ウ〕 御叱	若梅 重本	〔51丁ウ〕 同	豊江 松波	〔51丁ウ〕 同	桜木 重咲	〔51丁ウ〕 同	玉蔦 重咲	〔51丁ウ〕 同	豊年 玉蔦	〔51丁ウ〕 同	根津宮永町 請人
〔51丁才〕 重咲人主	こう	〔51丁ウ〕 同	三吉 新兵衛	〔51丁ウ〕 同	くわ まん	〔51丁ウ〕 同	かめ きん	〔51丁ウ〕 同	まさ 吉里	〔51丁ウ〕 同	豊岡 豊重	〔51丁ウ〕 同	小雛 重春	〔51丁ウ〕 同	静春 重春	〔51丁ウ〕 同	若梅 重本	〔51丁ウ〕 同	豊江 松波	〔51丁ウ〕 同	桜木 重咲	〔51丁ウ〕 同	玉蔦 重咲	〔51丁ウ〕 同	豊年 玉蔦	〔51丁ウ〕 同	根津宮永町 請人

〔52丁ウ〕

同

谷中天王寺門前浅草山川町

請人 平助

深川永代寺門前仲町

桜木人主 勘七

常盤町

請人 久四郎

浅草寺寺中延命院地借

豊江人主 平吉

〔53丁ウ〕

同

浅草新鳥越壹丁目

請人 忠助

湯嶋天神下同朋町

重本人主 定蔵

上野大門町

請人 新三郎

南紺屋町

若梅人主 鉄蔵

〔53丁ウ〕

同

谷中三崎町

静人主 金四郎

同人方同居

請人 孝吉

駒込千駄木坂下町

請人 孫太郎

浅草寺寺中自証院地借

重春人主 栄吉

同

〔54丁ウ〕

同

下谷六軒町

請人 友吉

下谷通新町

小雛人主 長兵衛

浅草福井町三丁目

請人 幸太郎

南品川常行寺門前

豊重人主 喜兵衛

〔54丁ウ〕

同

深川黒江町

請人 藤兵衛

下谷金杉町

金治郎店豊八方同居

松波人主 てう

新吉原町京町式丁目

請人 勘五郎

駒込千駄木坂下町

豊岡人主 佐兵衛

浅草山谷町

請人 和助

谷中天王寺新門前町

吉里人主 熊次郎

三河町式丁目

まさ人主 請人これなく 弥助妻 たつ

姉たつ方へ御引渡 右 弥助

〔55丁オ〕

同

無構

同	〔55丁ウ〕 無構	同	〔56丁才〕	同	御叱
同	同	同	同	同	同
猿若町壹丁目 きん人主 長吉	山谷浅草町 請人 定五郎	谷中三崎町 かめ人主 梅吉	武州豊嶋郡下駒込村 請人 鉄五郎	浅草田町貳丁目 忠七店 新助	浅草寺寺中 吉祥院地借 請人 庄五郎  谷中新門前町 家持佐太郎 越後国住宅二付 店支配人 長助  同人方同居 佐吉妻 もん 同人方同居 儀兵衛 駒込世尊院門前
家主長兵衛方同居 七兵衛	同人方同居 ふく	右之通、酉十二月廿七日南於御番所落着被仰渡候事 〔57丁才・ウ〕 〔白紙〕	〔裏見返し〕 〔白紙〕	〔裏表紙〕 〔印也〕 〔東北帝国大学図書〕	

註

- (1) 宮本由紀子「吉原仮宅についての一考察」(地方史研究協議会編『都市の地方史』、雄山閣出版、一九八〇年。塚田孝「吉原―遊女をめぐる人びと」『身分制社会と市民社会』、柏書房、一九九二年。曾根ひろみ『娼婦と近世社会』吉川弘文館、二〇〇三年。吉田伸之「遊廓社会」塚田孝編『身分的周縁と近世社会4 都市の周縁に生きる』吉川弘文館、二〇〇六年。佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会』1・2、吉川弘文館、二〇一三・二〇一四年など。詳しくは、明治維新史学会編西沢直子・横山百合子編集担当『講座明治維新9 明治維新と女性』有志舎、二〇一五年、所収の総論(横山執筆部分)および拙稿「幕末維新期の社会と性売買の変容」を参照されたい。なお、本稿では、男色を含む性的サービスの売買全体を指す場合は「性売買」と記す。
- (2) 拙稿「一九世紀都市社会における地域ヘゲモニーの再編」『歴史学研究』八八五、二〇一一年、同「芸娼妓解放令と遊女」(東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室編『近世社会史論叢』、二〇一三年)。
- (3) 本史料については、註(1)拙稿においても、若干言及している。
- (4) 『藤岡屋日記』三巻、三二書房、一九八八年、五二四頁。
- (5) 「てんたい」は紋付き(盗人仲間の隠語)の意か(大久保忠国・木下和子編『江戸語辞典』東京堂出版、一九九一年)。
- (6) 遊女屋の張見世の末席のこと。
- (7) 一度売ったものを、もう一度売ること。二倍の料金の意か。

(国立歴史民俗博物館研究部)  
(二〇一五年一月二六日受付、二〇一五年三月一九日審査終了)